

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)  
令和3年6月4日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000824号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100012号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年1月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年1月から同年8月までの標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

平成30年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月1日から平成30年9月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額が給与支給額と相違していたため、事業主が訂正の届出を行った。しかしながら、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち平成30年1月1日から同年9月1日までの期間については、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与明細書(以下「賃金台帳等」という。)により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額(41万円)を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本

来の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における平成30年1月から同年8月までの標準報酬月額については、上記賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成29年及び平成30年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、標準報酬月額を41万円から44万円に訂正する届出を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年10月2日に提出していることから、年金事務所は、請求者の平成30年1月から同年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成29年9月1日から平成30年1月1日までの期間については、賃金台帳等により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（41万円）よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000862号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100013号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年3月28日の標準賞与額に係る記録を34万2,000円とすることが必要である。

平成28年3月28日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年3月28日

A社に勤務し、産前産後休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「平成28年賃金台帳」により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払いを受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成28年\*月\*日から同年\*月\*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、34万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000870号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100014号

## 第1 結論

請求期間①から③までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和63年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月  
② 平成28年1月  
③ 平成28年7月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①から③までの期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成31年3月29日に破産手続開始、令和元年8月14日に破産手続廃止が決定されていることが確認できるところ、同社の元事業主に照会したものの回答を得られず、同社の破産管財人も、平成29年、平成30年及び平成31年の賃金台帳のみ保有しており、請求期間①から③までの期間に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、請求期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。